

会計年度任用職員（新潟県鳥獣保護管理員）募集のお知らせ

令和8年2月19日
村上地域振興局健康福祉部

受付期間 令和8年2月19日（木）から令和8年2月27日（金）まで

考査日 令和8年3月5日（木）※受付時間については別途お知らせします。

● 村上地域振興局健康福祉部管内で新潟県鳥獣保護管理員として勤務する会計年度任用職員（専門）を募集します。

- ・鳥獣保護管理員とは：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第78条の規定により、鳥獣保護管理事業の実施に関する事務を補助していただくための職員です。
- ・会計年度任用職員（専門）とは：1年以内の期間で任用し、専門的又は特定の分野の業務に従事する短時間勤務の職員です。
- ・任用期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
※ただし、勤務成績が良好で、当該会計年度任用職員の職が継続される場合には4回を限度に再度任用することがあります。

1 採用職種・人数等

(1) 職種

会計年度任用職員（新潟県鳥獣保護管理員）

(2) 業務内容

- ア 鳥獣保護区等の管理
- イ 狩猟取締の実施
- ウ 傷病鳥獣の保護収容
- エ 一般住民及び狩猟者の指導
- オ 鳥獣保護管理思想の普及啓発
- カ 鳥獣に関する諸調査
- キ その他 村上地域振興局健康福祉部長が必要と認めるもの

※毎月20日までに翌月の勤務計画、勤務後3日以内に勤務実績の提出が必要（指定様式あり）

(3) 勤務地及び人数

村上地域振興局健康福祉部管内 村上市旧村上市地区 1人

2 応募の要件

(1) 年齢、学歴は問いません

(2) 次のいずれにも該当する人

- ア 機動力を有し、時間的制約が少ない人
- イ 野生鳥獣に興味・関心がある人
- ウ 傷病鳥獣の保護収容等に協力できる人
- エ 狩猟取締に熱意のある人

オ 自家用車を運転して職務にあたることができる人（職務に使用する自家用車については、自賠責保険のほかに、職員の運転が対象となる対人保険の額が自賠責保険の賠償額と同額以上でかつ対物保険の賠償額が 100 万円以上の任意保険契約を締結していること。）

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 選考考査の方法

受付終了後、面接選考を行います（日時等は別途連絡）。

4 考査結果（合否）の通知

選考考査の結果（合否）は、面接後 2 週間以内に郵送で通知します。

5 個人情報提供について

この考査の結果については、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項 1 号に基づき、次のとおり口頭で情報提供を求めることができます。提供を希望する場合は、受験者本人が、合否通知書を必ず持参の上、直接提供場所へおいでください。

なお、電話等による請求では提供できません。

請求できる人	提供内容	提供期間	提供時間	提供場所
選考考査の受験者	選考考査の総合ランク	選考考査の結果(合否)通知日から 1 か月間 (土・日、祝日を除く)	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分 (正午～午後 1 時を除く)	村上地域振興局 健康福祉部 衛生環境課

6 任用予定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

※ただし、勤務成績が良好で、当該会計年度任用職員の職が継続される場合には 4 回を限度に再度任用することがあります。

7 勤務条件

(1) 勤務時間等

ア 勤務日

- ・前月に翌月の勤務計画を作成・提出し、原則月 1～2 日勤務（1 日の勤務時間は 5 時間、年間勤務日数 18 日）

※基本的には自らが希望する日時に勤務していただきますが、営利企業等に従事されている場合は、鳥獣保護管理員の職と従事する営利企業等の職の合計した勤務時間が週 38 時間 45 分以内でかつ 1 日 7 時間 45 分以内となるよう勤務日時を設定してください。

- ・そのほか、1 日 2 時間を限度に勤務を依頼する場合があります。

イ 勤務時間

下表のいずれかの勤務時間で勤務

5時間勤務	A. 5-10時 B. 6-11時 C. 7-12時 D. 8-13時 E. 9-14時 F. 10-15時 G. 11-16時 H. 12-17時 I. 13-18時
-------	---

2時間勤務	a. 5-7時 b. 6-8時 c. 7-9時 d. 8-10時 e. 9-11時 f. 10-12時 g. 11-13時 h. 12-14時 i. 13-15時 j. 14-16時 k. 15-17時 l. 16-18時 m. 17-19時 n. 18-20時 o. 19-21時 p. 20-22時
-------	--

(2) 報酬

ア 5時間勤務の場合：日額6,400円

イ 2時間勤務の場合：日額2,560円

(3) 保険

- ・労働者災害補償保険が適用されます
- ・健康保険、厚生年金保険及び雇用保険は適用されません

(4) その他

正規職員と同様に、守秘義務（職務上知り得た秘密を守る義務）などが適用されます。

ただし、兼業禁止（公務外で営利企業等に従事することの制限）は適用されません（事前の届出が必要です）。

8 申込手続

(1) 申込方法	次のいずれかの方法により、申込書類を下記(4)の申込先まで持参又は郵送してください。 <u>ア ハローワークを通じて申し込む場合</u> (ア)別紙「会計年度任用職員（新潟県鳥獣保護管理員）採用選考考査申込書」に必要事項を記入し、写真を貼付したもの (イ)ハローワークから交付される紹介状 <u>イ 県に直接申し込む場合</u> 別紙「会計年度任用職員（新潟県鳥獣保護管理員）採用選考考査申込書」に必要事項を記入し、写真を貼付したもの ※郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「鳥獣保護管理員申込」と朱書してください。 ※インターネットや電子メール等で、直接申込を行うことはできませんので、必ず持参又は郵送で提出してください。
(2) 申込受付期間	令和8年2月19日(木) から 令和8年2月27日(金) まで ※郵送の場合も、 <u>令和8年2月27日(金)必着</u> とします。
(3) 持参の場合の 申込受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
(4) 問い合わせ先 及び申込先	新潟県 村上地域振興局健康福祉部 衛生環境課 〒958-0864 村上市肴町10-15 電話：0254-53-8371（直通） 担当：齋藤